2023年10月版

企画競争説明書

業　務　名　称：フィリピン国ダバオ市包括的汚水管理マスタープラン策定プロジェクト

調達管理番号：２３a００６１４

【内容構成】

第１章　企画競争の手続き

第２章　特記仕様書案

第３章　プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第２章「特記仕様書案」、第３章２.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第３章　４.（２）上限額　」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

調達・派遣改革の各種施策が導入された2023年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2023年10月25日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

第１章　企画競争の手続き

１．　公示

公示日　2023 年 10 月 25 日

２．　契約担当役

理事　井倉　義伸

３．　競争に付する事項

（１）業務名称：フィリピン国ダバオ市包括的汚水管理[1]マスタープラン策定プロジェクト

（２）業務内容：「第２章　特記仕様書案」のとおり

（３）適用される契約約款：

（〇）「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

（４）契約履行期間（予定）：2024年2月　～　2027年1月

以下の 2 つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第１期：2024 年 2 月　～　2025 年 9 月

第２期：2025 年 10 月　～　2027 年 1 月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICA の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が 12 ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については１年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

[1] 集中型・分散型汚水管理及び汚泥管理をまとめたものを包括的汚水管理と呼ぶ

（５）前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については１年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（４）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

【第１期】

１）第１回（契約締結後）：契約金額の24%を限度とする。

２）第２回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の16%を限度とする。

【第２期】

１）第１回（契約締結後）：契約金額の30%を限度とする。

２）第２回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の10%を限度とする。

４．担当部署・日程等

（１）選定手続き窓口

調達・派遣業務部　契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Nomura.Naoyuki@jica.go.jp

（２）事業実施担当部

地球環境部　環境管理グループ第一チーム

（３）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年　10月　31日　12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年　11月　1日　12時
3	質問への回答	2023年　11月　6日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の **4営業日前から1営業日前の正午まで**
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2023年　11月　17日　12時
6	プレゼンテーション	行いません。

7	評価結果の通知日	2023年　11月　29日
8	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 （申込先： https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE） ※2023年7月公示から変更となりました。

５．　競争参加資格

（１）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023 年 10 月）」を参照してください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

１）消極的資格制限

２）積極的資格要件

３）競争参加資格要件の確認

（２）利益相反の排除

特定の排除者はありません。

（３）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

６．　資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023 年 3 月 24 日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第１章 企画競争の手続き」の「４.（３）日程」参照）。

（URL：https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

・第３章　技術提案書作成要領に記載の配付資料
・「独立行政法人国際協力機構　サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構　サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

７．　企画競争説明書に対する質問

（１）質問提出期限

１）提出期限：上記４．（３）参照

２）提出先　：上記４．（１）選定手続き窓口宛、
CC: 担当メールアドレス

３）提出方法：電子メール

①件名：「【質問】調達管理番号_案件名」

②添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注１）　質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（２）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注２）　公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（２）質問への回答

上記４．（３）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。
（URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

８．　プロポーザル等の提出

（１）提出期限：上記４．（３）参照

（２）提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」をご参照ください。
（URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

１） プロポーザル・見積書

① 電子データ（PDF）での提出とします。

② 上記４.（３）にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

④ 依頼メールが１営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。

⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（３）提出先

１）プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

２）見積書（本見積書及び別見積書）

① 宛先：e-koji@jica.go.jp

② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書

〔例：2〇a00123_〇〇株式会社_見積書〕

③ 本文：特段の指定なし

④ 添付ファイル：「2〇a00123_〇〇株式会社_見積書」

⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

⑦ 別見積については、「第３章４．（３）別見積について」のうち、１）の経費と２）～３）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

３）別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案）がある場合

GIGAPOD内のフォルダに格納せず、パスワードを設定したPDFファイルとし、上記４．（３）の提出期限までに、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（４）提出書類

１）プロポーザル・見積書

２）別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案がある場合）

９．　契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023 年 10 月）」より以下を参照してください。

① 別添資料１「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料２「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

③ 別添資料３「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（１００点満点中６０点）を下回る場合には不合格となります。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

また、第３章４．（２）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（１）評価配点表以外の加点について

評価で６０点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の２点について、加点・斟酌されます。

１）業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者１名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、**一律２点の加点（若手育成加点）**を行います。

２）価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第１位と第２位

以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

１０．　評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記４．（３）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第２章　特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と**受注者名**（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する**「フィリピン国ダバオ市包括的汚水管理マスタープラン策定プロジェクト」**に係る業務の仕様を示すものである。

第２条 プロジェクトの背景

ミンダナオ島に位置するダバオ市は、人口約178万人（2020年）を抱える、フィリピン国内第3の都市である。当該市は2,440km2の広大な市域を持っているが、市行政区域全体の面積の7%である市街地に人口と経済活動が集中し、急激な都市化が起こっている。この都市の過密化により、様々な都市問題が深刻化しているが、その中でも特に公共の汚水処理を通じた汚水管理が十分に行われていないことによる、水質汚濁や都市衛生に関する問題が喫緊の課題となっている。

フィリピン政府は水環境の持続的な利用と保全を目的として、2004年に「浄水法（Clean Water Act）」を制定し、加えて汚水管理を推し進めるため「国家下水処理・腐敗槽汚泥管理計画（National Sewerage and Septage Management Program（以下、NSSMP））」を策定した。NSSMPでは、ダバオ市を含む高度都市化市（以下、HUC）17都市において適切な汚水管理を行うことを目標に掲げており、汚水管理に係る事業のための助成金制度を準備し、その改善を推進している。NSSMPを受け、ダバオ市でも汚水管理に関する条例「AN ORDINANCE ESTABLISHING A SEPTAGE AND SEWERAGE MANAGEMENT PROGRAM IN DAVAO CITY」を2010年に制定している。

ダバオ市における汚水管理は、一部の大規模ショッピングモール等に設置された分散型汚水処理施設を除き、大規模な汚水処理は行われていない。現状、大半の世帯からの雑排水は道路側溝に直接未処理で排出されており、また、各世帯に設置さ

れている腐敗槽（セプティックタンク）からは、管理が行き届かない越流水が排出されている。腐敗槽の普及率は、市全体の人口の約94%程度と広く使用されているものの、腐敗槽汚泥の引き抜き頻度に関するヒアリング調査では、「1 度も実施していない」および「わからない」と答えた人の割合は80%を超えている。これは、引き抜き口が見つからないことや、腐敗槽汚泥の適切な収集のシステムの構築がなされていないこと、腐敗槽汚泥の処理施設が現状ないことなどが原因として挙げられる。また、ダバオ川やダバオ湾においては、窒素、リン、糞便性大腸菌等の濃度について、同国の水質基準を上回る濃度が観測されており、市全体での汚水管理の計画・実施が適切に行われていない状況が一因として考えられている。

JICAは2017年から2018年にかけて「ダバオ市インフラ開発計画策定・管理能力向上プロジェクト（以下、IM4D）」を実施し、汚水管理を含む7つの分野からなる都市インフラ開発計画の策定を支援した。この開発計画の中では、中長期的に下水道を整備することとしており、市街地を6 カ所に区分けしたうち、人口密度の高いエリアを下水道整備の優先地域としている。検討された分野のうち、汚水管理に係る事業の推進は都市衛生・自然環境改善のために重要であると提言された。そのため、下水道整備の可能性や汚水管理全般に関連する詳細事項を調査すべく、2019年から2020年にかけて「ダバオ下水道整備にかかる情報収集・確認調査」（以下、情報収集調査）を実施した。同調査においては、ダバオ市における汚水管理の状況等を確認するとともに、市内優先地区での事業実施可能性を検討し、その結果、集中型の施設整備のみならず、既存の腐敗槽汚泥処理施設といった、分散型汚水管理の改善も重要であるとした。これらの背景を踏まえ、市全体の汚水管理計画を策定すべく、「ダバオ市包括的汚水管理マスタープラン策定プロジェクト」の要請書が2021年に提出された。要請を受け、2022年から2023年にかけて、本格調査の実施体制及び活動内容等について確認･協議を行うための詳細計画策定調査を実施し、2023年9月に協議議事録（Record of Discussions）（以下、RD）の署名を行った。

本プロジェクトはダバオ市において、集中型・分散型汚水管理や腐敗槽汚泥管理による、包括的汚水管理のためのマスタープラン（以下、M/P）の策定及びM/P策定の中で選定される優先事業のフィージビリティ調査（以下、F/S）の実施を行うとともに、F/Sを基にダバオ市が事業化を進めていくにあたり必要な資金調達方法や事業実施体制、人材育成計画等についても整理し、その過程をもってダバオ市および関連する機関の能力強化を行うものである。

第３条 プロジェクトの概要

（１）プロジェクトの目的

１）フィリピン共和国ダバオ市における包括的汚水管理M/Pを策定する。

２）M/Pに基づく事業の開始から３年間で実施すべき事業を選定（３カ年行動計画）し、特に優先度が高い事業（「優先事業」）のF/Sの実施を支援する。

３）上記１）、２）により適切な汚水管理の推進を図り、同地域の衛生環境及び水質汚濁の改善に寄与する。

（２）期待される成果

１）ダバオ市のM/P策定に必要な基礎情報の収集と分析が行われる。

２）ダバオ市における包括的汚水管理のM/Pが策定される。

３）M/Pの中で優先事業のF/Sが実施される。

４）優先事業の資金調達方法が整理される。

５）ダバオ市並びにダバオ市水道区（Davao City Water District、以下DCWD）の包括的汚水管理に関する能力が強化される。

（３）対象地域及び実施対象

１）M/Pを策定する対象地域

ダバオ市全域を、本プロジェクトの対象地域とする。

２）F/Sの実施対象

本プロジェクトでは、集中型及び分散型の2つの汚水管理に関するF/Sを実施する。

（４）実施機関

ダバオ市（DC）を実施機関とする。また、汚泥の管理計画を実施しているDCWDを早い段階から本プロジェクトに巻き込むことが重要であることから、DCWDについても重要な関係機関として、能力向上等の対象とする。なお、DCWDの上水道事業および汚泥管理に係る知見は、下水道施設の管理運営にも有益だと考えられる。

（５）協力期間

2024年2月～2027年1月を予定（約36カ月）

（６）本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動

１）フィリピン国ダバオ市インフラ開発計画策定・管理能力向上プロジェクト（2017年～2018年）

２）ダバオ下水道整備に係る情報収集・確認調査（2019年～2020年）

３）フィリピン国メトロダバオ圏包括的・持続的都市開発マスタープラン策定プロジェクト（未開始）
４）下水道整備のための包括的マスタープラン策定プロジェクト（未開始）

第４条 業務の目的

本プロジェクトは、フィリピン共和国ダバオ市において、包括的汚水管理に係るM/Pの策定、M/P策定の中で選定される優先事業のF/Sの実施、資金調達方法の整理及び関係機関の能力強化を行うもの。

第５条 業務の範囲

（１）本業務は、2023年9月に署名されたR/Dに基づき、実施されるプロジェクトにおいて、「第４条　業務の目的」を達成するため、「第７条　業務の内容」に示す事項を実施するものである。併せてコンサルタントは、本プロジェクト全体の進捗、成果の発現を把握し、必要に応じ本プロジェクトの方向性について、JICAに提言を行うことが求められる。
（２）また、コンサルタントは本業務実施にあたり、業務の目的がM/Pの策定、優先事業のF/Sの実施、及びその過程を通じたフィリピン国側関係者の能力向上であることに留意し、「第６条　実施方針および留意事項」に十分配慮して業務を実施することが求められる。
（３）コンサルタントは本業務の進捗に応じて「第８条　報告書等」に示す報告書等を作成し、フィリピン国側関係者に説明･協議のうえ提出する。

第６条 実施方針及び留意事項

＜実施方針＞

本プロジェクトは、ダバオ市における衛生改善及び水質汚濁対策に寄与するM/Pを策定し、長期的な視点から分散型・集中型汚水管理及び汚泥管理（集中型・分散型汚水管理施設、腐敗槽等からの汚泥を含む）を含む包括的汚水管理に係る、施設整備計画、組織体制計画、維持管理計画、資金調達計画、財務計画等を明らかにするものである。M/Pの対象地域はダバオ市全域とし、計画目標年次は、2045年を長期目標、2035年を中期目標とする。M/P策定に際しては、上位計画、DCWD等の関係機関の計画、及び当該地域におけるJICAの他プロジェクトとの整合をとる必要がある。

M/Pは集中型汚水処理（下水道）、分散型汚水処理（腐敗槽等）及び汚泥管理（集中型・分散型汚水管理の施設、腐敗槽等からの汚泥を含む）を対象分野とする。本プロジェクトは各処理方法を区別して現状を整理し、課題を明らかにしたうえで、

包括的汚水管理のためのM/Pを策定する。M/Pの検討にあたっては下記の＜留意事項＞に示す通り、実現可能で段階的な計画の策定に向けた工夫、運転維持管理の実施組織の体制構築に向けた工夫、汚水管理事業の実効性を担保するための工夫、財務面での実効性を担保するための工夫、M/P作成後の承認プロセスの確認等を行うことで、M/Pの早期事業化と、事業実施による効果の早期発現を目指す。

本プロジェクトは、事業の実施促進のためにM/Pに基づく事業の開始から3年間までに実施すべき事業を示した年次計画（以下「年次計画」という）を策定する。また、年次計画に記載した事業のうち、F/S対象地域（下記＜留意事項＞（８）参照）における事業について優先順位付けを行い、優先事業を選定し、資金調達手法の検討、資金調達の手続き及び組織体制の提案等を行う。加えて、優先事業のF/Sを実施し、資金調達に係る申請資料の作成支援を行う。なお、本プロジェクトでは、NSSMP等のフィリピン国補助金制度の活用や、セクターローン・開発金融借款等の円借款、海外投融資、PPP、国際機関からの借入等を、優先事業の有力な資金調達手法として精査することを考えており、これらを主とした調査及び検討項目としている。

上記の検討結果に基づき、本プロジェクト終了後から3年間を上限として、M/Pの承認、及びM/Pに基づく事業を開始するために必要な手続き及び期限を整理した計画（以下「フォローアップ計画」という）を策定し、事業実施を促進する。

加えて、M/Pの策定やF/Sの実施を通じたOJT、本邦研修等の実施により、ダバオ市及びDCWDの汚水管理に係る計画策定能力の強化を図る。

＜留意事項＞

（１）実現可能な計画の策定に向けた工夫[2]

本プロジェクトでは実施機関の資金調達能力や運営維持管理能力を踏まえた、現実的な計画、かつ分散型・集中型汚水管理及び汚泥管理（集中型・分散型汚水管理施設、腐敗槽等からの汚泥を含む）を含む段階的な包括的汚水管理計画を策定することを基本方針とする。M/Pの策定では、財務分析によりダバオ市及びDCWDの事業運営の実態について把握し、NSSMP等のフィリピン国補助金制度の活用や、セクターローン・開発金融借款等の円借款、海外投融資、PPP、国際機関からの借入等を含めた運営体制及び料金制度の検討を通じて、実施機関の資金調達能力を踏まえた財務計画を策定すること。また、優先事業のF/Sでの財務分析を通じて実現可能な計画を策定すること。なお、財務分析では実現が難しい、あるいは効果が不明確な仮定を用いた方法で算定しないように留意すること。

[2] 実現可能なM/Pの策定及び汚水管理事業の実効性を担保するための具体的な作業手順及び基本方針について、プロポーザルで提案してください。

フィリピン国では、事業実施上の重要な条件である人材・組織、法制度、財政措置等の整備が不足している状況である。また、ダバオ市における汚水管理事業を所管するダバオ市及びDCWDも、汚水管理の観点では、組織・制度面、財務面等に課題があることから、本プロジェクトでは事業化を困難とするような過大な施設計画、高額な建設費・維持管理費を含む計画にならないように配慮し、事業の実施可能性を高めるための工夫、例えば、対象区域を限定する、当面必要な管きょ口径とする、段階的な整備計画とする、維持管理が容易な汚水管理方法を選定する、適切な維持管理体制を提案するなどの検討を行うこと。また、施設の検討などにあたっては、本邦技術の適応も考慮するものとする。

（２）NSSMP補助金制度の活用に向けた工夫

本プロジェクトでは、優先事業の資金調達手法としてNSSMP補助金制度の活用も含めて検討することを考えている。一方で、2012年の同制度開始以降の自治体から申請数は4件しかなく、承諾されたものは2件のみである。また、金額規模も40millionから80millionペソ（1億～2億円）程度であり、承認実績のある金額規模が比較的小さい。DPWHへのヒアリングによると、年度予算は、前年度に申請される事業が基に決められるため上下するとのことであるが、特に上限額は設けていないとしている。資金調達方法においては、NSSMPの利用可能性とともに、上述の通り、他の資金調達方法についても併せて検討をする。[3]

NSSMP補助金制度は、DPWHが所管する衛生プロジェクトに対する国の補助金支出による財政支援スキームであり、事業実施者となるダバオ市及びDCWDは自己資金分について必要な財源を確保する。現状ではLocal Government Unit（以下LGUという）（本プロジェクトの場合ダバオ市）のみがNSSMPを申請できる立場にある。また、同制度では、LGUは地方持続可能衛生計画（Local Sustainable Sanitation Plan、以下「LSSP」という）を策定し、必要な条例を制定すること、LGUと水道区（Water District 、以下WD）が共同して事業に取り組むことの覚書（Memorandum of Understanding、以下「MoU」という）を結ぶことが求められている。LGUが制定する条例には、衛生プロジェクトを促進するための義務と権利能力が規定される。したがって、NSSMP補助金制度を活用する場合は、LGUによるLSSPの策定、条例の制定または改定、MoUの締結、自己資金分の財源の確保、NSSMPの申請が必要であり、ダバオ市とDCWD、及びDPWHとの調整が必要である。

[3] NSSMP等のフィリピン国補助金制度の活用や、セクターローン・開発金融借款等の円借款、海外投融資、PPP、国際機関からの借入等を含めて資金調達方法を検討する予定であり、こちらについて具体的な作業手順及び基本方針について、プロポーザルで提案してください。

本プロジェクトでは、事業開始の初期段階で、NSSMP補助金制度の運用方法が記載された「NSSMP Program Operations Manual」を確認し、ダバオ市が実施すべき事項を整理し、必要な確認及び助言をDPWHに依頼すること。また、同様に、NSSMP補助金制度の申請条件であるLGUにおけるLSSP及び汚水管理に係る条例の制定状況に係る情報の収集・整理等についても本プロジェクトの初期段階で実施し、必要な対策を検討すること。

（３）運転維持管理の実施組織の体制構築に向けた工夫

M/Pの事業実施主体は、ダバオ市またはDCWDが想定される。DCWDは汚泥管理プログラムを行っており、4か所の腐敗槽汚泥処理施設計画を策定し、うち1か所についてはダバオ市の承認を受けている。このことから、DCWDは、上記の事業を通じて汚泥管理に係る実施体制を構築し、汚泥処理施設の運営・維持管理に係るノウハウを蓄積していくものと考えられる。一方で、DCWDの集中型汚水管理に対する関心は現状高くはなく、ダバオ市とDCWDの事業実施体制の分掌を本プロジェクトの初期段階から検討・明確化していく必要がある。

加えて、施設の運営・維持管理にあたっては、技術者・作業員を傭上しての直営方式、民間委託制度の導入などについても比較・検討が必要である。そのため、各事業実施段階における事業実施主体を明確化し、実施主体の組織体制の構築に必要なスケジュール等も検討すること。[4]

（４）汚水管理事業の実効性を担保するための工夫

M/Pの実効性を担保するためには、ダバオ市はM/Pに対する承認をフィリピン国経済開発機構（National Economic and Development Authority、以下NEDA）理事会から得ることが必要である。NEDA理事会の承認を得るまでに必要な手続きとしては、まず、本プロジェクトで設置する最終意思決定を行う合同調整委員会（Joint Coordination Committee。以下「JCC」という）においてM/Pが承認され、M/Pに基づく事業をダバオ市における開発計画に反映すること、及びM/Pに基づく事業を実施するために必要な条例・規則を制定又は改定することに関してダバオ市の承認を得る。次に、M/PはNEDA地域開発評議会の承認を得たのち、NEDA理事会の承認を得ることとなる。

本プロジェクトでは、M/P策定の段階から、M/P承認に係る手続きの確認や、フィ

[4] 本プロジェクトの円滑な実施及び今後の汚水管理事業の持続性を見据えた、実施組織の体制構築や、関係機関間の連携に向けた具体的な作業手順及び基本方針についてプロポーザルで提案してください。なお、第６条＜留意事項＞（７）も参照のこと。

リピン政府中央省庁及びそのリージョンオフィス等の関係機関との情報共有を行う。また、「IM4D」の承認手続きを行ったNEDAに協力及び助言を求めること。

（５）汚水処理施設の建設用地確保に向けた工夫

浄水法（Clean Water Act）では、汚水処理施設の建設用地の確保は、LGUの責務であると規定されている。一方で、フィリピンにおいては、土地の所有者があいまいになっていることがあることから、土地取得に時間を要することがある。本プロジェクトでは、M/P策定の初期段階から、ダバオ市と建設用地の選定に向けた検討を進め、用地確保を確実にするよう留意をすること。なお、検討にあたっては、先行案件や基礎調査の内容を確認の上、ダバオ市の都市開発状況や財務体制も踏まえること。また、ダバオ市及びDCWDが周辺住民や関係機関の意見を十分に踏まえたうえで、周辺住民や関係機関と協議をするように支援すること。

（６）プロジェクトの期分け

本プロジェクトの協力期間は、2024年2月から2027年1月までの約36ヵ月を予定している。契約履行期間は以下の通り2期に分け、第1期の終了時点において、当該期の業務内容の変更の有無についてJICAが指示を行い、契約交渉を経て契約書を締結することとする。なお、契約期間分けについては、上記記述に拘らず、受注者が適切と考える期間があればプロポーザルにて提案すること。

期分け	期間	主な内容
第１期	2024年2月 ～2025年9月	・汚水管理に係る基礎情報の収集・整理及び調査・分析 ・M/Pの策定
第２期	2025年10月 ～2027年1月	・優先事業のF/Sの実施 ・資金調達手法の検討 ・本邦研修の実施

（７）プロジェクト実施体制

本プロジェクトでは、最終意思決定を行うJCCを設置する。JCCはフィリピン国の関係機関と本邦関係機関で構成される。第１回JCCは、本プロジェクトのキックオフ会合を兼ねて2024年3月までの開催とすること。現地渡航を必要としない手段（オンライン会議）での開催も可能とする。

本プロジェクトのProject Directorは、ダバオ市の「Mayor or Authorized Representative」とし、Project Managerは「Department Head of City Planning

and Development Office」とした。加えて、DCWDについてもProject Memberに含めている。

また、ダバオ市によって、JICA事業のためのTechnical Working Groupの設置が宣言されている。状況について確認の上、必要な調整・協働を行うこと。（参考：https://www.davaocity.gov.ph/wp-content/uploads/2023/08/Signed_RCD-2023-86992_ASD071923-31.pdf）

加えて、本プロジェクトでは日本の地方自治体の知見・経験を活用することを想定している。そのため、地方自治体関係者からの助言や調査同行等の可能性がある。本プロジェクトに関わる可能性がある地方自治体と、情報・意見交換を密に行いながら、事業を実施すること。

（８）F/Sの実施[5]

本プロジェクトにおいては、集中型・分散型の両方の汚水管理に係るF/Sを実施する。

・集中型汚水管理

F/Sはダバオ市街地の1エリアにおいて実施することを想定しているが、具体的な地域についてはM/Pのための調査と、先方との協議結果を踏まえて確定することとする。

・分散型汚水管理

具体的な地域、F/S内容については未定であるが、分散型のF/Sについて行うことを先方と合意している。DCWDの長期計画や、M/Pの調査、先方との協議結果を踏まえて確定する。DCWDによる汚泥管理計画で定められている地区、またはその地区外における腐敗槽汚泥処理施設の建設・運営に係るF/Sが考えられるが　ダバオ市およびDCWDの意向も確認したうえで選定する必要がある。

（９）関係機関との情報共有・連携の確保

複数の関係機関がJCCメンバーとして関与するため、適時適切な情報共有や連携が必要である。不適切な情報共有では連携不備に陥ることが懸念されるため、関係機関とのコミュニケーションを確保すること。

１）ダバオ市

資金調達方法として、NSSMP補助金制度を活用する場合は、LGUによるLSSPの策定、条例の制定または改定、及びLGUとWDのMoUの締結が必要となり、申請はLGUが

[5] 優先事業のF/Sの実施に係る作業手順及び基本方針についてプロポーザルで提案してください。

行うこととなっている。また、汚水管理事業では、下水処理場建設候補地の土地利用者や、土地所有者との調整が必要である。

２）DCWD

DCWDは、給水・配水や、水源開発に加えて、下水収集・処理等を主な目的として設立された機関である。上水サービスで培った運営ノウハウ及び料金調達ネットワークを、下水道事業の運営においても活用することが期待される。また当該機関は汚泥の管理計画を実施しており、早い段階から本プロジェクトに巻き込むことは重要である。

またDCWDは本プロジェクトの実施機関とはしていないものの、本プロジェクトへ関与する意向は示されている。一方で、ダバオ市からDCWDへの正式な協力要請はなされておらず、詳細計画時のMMへのWitnessとしての署名も行われていない。今後はDCWDの関与を確実にするための方法を模索する必要があると同時に、ダバオ市とDCWD間のコミュニケーション促進を図るための方策を検討する必要がある。

３）DPWH-XI

DPWH-XIはDPWHのリージョナルオフィスで、ダバオ市における下水道事業及び雨水排水事業を監督するほか、NSSMP補助制度の承認窓口である。NSSMP補助金制度の活用の検討に必要な情報収集、申請に必要な事項の確認は、DPWH-XIを窓口としてDPWHに行う必要がある。また、DPWH-XIは雨水排水事業を所管しているため、優先事業のF/Sの実施段階では、管きょの占有位置や、管きょ敷設工事の実施時期などの調整を行うこと。

４）メトロダバオ開発庁

2022年4月に、設置することが採択されているものの、2022年6月の新大統領就任後、まだ具体的な動きはない。本プロジェクトへの関係については不明であるものの、設置に係る進捗状況を確認しつつ、当該機関との情報共有や事業関与の可能性について留意する必要がある。

５）水資源省（DWR）

フィリピン政府各中央省庁の水分野に係る部署を集約させた、水資源省（DWR）の新設がなされる予定である。NSSMPについては今後も継続予定であるものの、水資源省に移管されることが検討されている。NSSMPの活用等に当たっては、水資源省の設立状況を確認しつつ、手続きの方法や本プロジェクトへの関与について把握する必要がある。なお、具体的なスケジュールや責任分掌については、現在確認できていない。

６）フィリピン国メトロダバオ圏包括的・持続的都市開発マスタープラン策定プロジェクト

JICAによって実施予定の当該プロジェクトは、開発戦略をダバオ市のみならず、メトロダバオ圏に拡大しマスタープランを策定することを期待され、協力を要請されたものである。メトロダバオ圏のマスタープラン策定を通じて、持続可能でバランスの取れた都市開発、環境保全及び、経済活動の活性化および、地域内の円滑かつ効果的な広域行政サービスの提供を目指すものである。うち広域行サービスについては下水セクターも含むとしている。当該プロジェクトは、2022年度に詳細計画策定調査が行われ、今後実施予定であることから、進捗確認と調整を行う必要がある。

７）その他

必要に応じて、他ドナー及び国際機関、また我が国の他事業（JICAの終了済・実施中・未開始案件も含む）と情報共有・進捗確認等を行い、連携の可能性を模索する。

（１０）環境社会配慮

1)　「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン（2010年4月公布）」（以下、「JICA環境社会ガイドライン」という）に基づき、以下の環境社会配慮調査を行う。戦略的環境アセスメントの考え方(プロジェクトよりも上位の政策(Policy)、計画(Plan)、プログラム(Program)(PPP)レベルの環境アセスメント)に基づいた代替案の比較検討を行う。具体的には、スコーピング(政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会影響項目とその評価方法を明らかにすること)を実施した上で、複数ある代替案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行う。調査にあたっては、保護区、KBA/IBA、AD(Ancestral Domain：先祖伝来領域)等についても調べる事。

2)　マスタープラン策定後に、複数の事業の代替案の比較検討を通じて選定された優先事業に対しスコーピング(環境社会影響項目の絞り込み)を行う。具体的には、優先事業の環境アセスメントに必要な環境社会影響項目を選定し、調査・予測方法を決定する。

3)　主な調査項目は、以下のとおり。

① 政策、計画等の目的・目標の検討

② 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認

ア）環境社会配慮(環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等)に関連する法令や基準等

イ）「JICA 環境社会ガイドライン」との乖離

ウ）関係機関の概要

③ 政策や計画の内容の検討(開発予測、対策のリスト、ルートや将来の開発区域の地図等)

④ 合理的な範囲で目的を達成するための代替案の検討

⑤ スコーピング(政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)の実施

⑥ ベースラインとなる環境社会の状況(土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等)の確認

⑦ 影響の予測

⑧ 影響の評価及び代替案の比較検討(PPP レベル)

⑨ 緩和策(回避・最小化・代償)の検討

⑩モニタリング方法の検討

⑪ 優先事業の環境社会配慮項目のスコーピング結果(検討すべき代替案及び重要と思われる環境社会影響項目の範囲並びに予測・評価方法案)の作成

⑫ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。「JICA環境ガイドライン」別紙 5 を参照のこと。)

（１１）貧困層への配慮

本プロジェクトでは汚水管理に係る料金制度を検討することから、貧困世帯が安全な衛生施設へのアクセスから排除される等の負の影響がでないよう、社会経済状況及び支払い意思額（どの程度の料金までなら支払ってよいか）の調査を実施する。加えて、財務的な持続可能性と貧困層への配慮の両立に向けた適切な対策を検討すること。

（１２）気候変動対策

気候変動対策（緩和及び適応策）のため、電力消費を含む汚水管理施設から発生する温室効果ガス排出削減の取り組み、並びに汚水管理施設等の持続的運営及び安全性向上のため、気候変動の影響により悪化が予想される汚水管理施設等からの悪臭や浸水被害に対する取組みの必要性を検討すること。また、適切な汚水管理による、メタン排出用の削減等についても考慮すること。

（１３）ジェンダー主流化

ジェンダーに係る要望やニーズは、地域や生活レベルによって様々と考えられるため、本格調査では女性のニーズを確認し、計画に反映することが重要である。本プロジェクトで策定するM/Pにおいては、衛生意識の向上、汚水管理の理解促進に係

る住民啓発の実施に係る計画を検討する予定である。このため、住民に対するヒアリング調査、情報公開、啓発活動、住民との合意形成などの実施に関して、ジェンダーの視点に立った取組みを、M/Pに反映する。

（１４）実施機関のオーナーシップの醸成

本プロジェクトの日常的な業務の実施に当たっては、日本側のみで業務を実施するのではなく、ダバオ市及びDCWDと密接に共同して活動を進めていくことが重要であるため、双方が参加する定期的なプロジェクト進捗管理の場を設け、共通認識の形成を図ること。

（１５）キャパシティ・ディベロップメントの重視

受注者は、本プロジェクトを通じて汚水管理分野におけるダバオ市及びDCWDの、キャパシティ・ディベロップメント（以下「CD」という）の支援を行う。CDとは、「個人、組織、制度や社会が、個別にあるいは集合的にその役割を果たすことを通じて、問題を解決し、また目標を設定してそれを達成していく“能力”（問題対処能力）の発展プロセス」と定義される。すなわち、キャパシティの包括性の視点（個人だけではなく組織、制度、社会システムを見据えた視点）と、ダバオ市及びDCWDの主体性・内発性の重視がきわめて重要になる。よって、支援アプローチとしては、まずダバオ市及びDCWDの能力を適切に把握したうえで（キャパシティ・アセスメント）、その能力や周囲の条件に応じて、受注者とダバオ市及びDCWDが十分な情報共有、意見交換等を通して緊密に協働するよう工夫すること。

詳細については、JICA作成による「キャパシティ・ディベロップメント・ハンドブック：JICA事業の有効性と持続性を高めるために」、「キャパシティ・ディベロップメント（CD）～途上国の主体性に基づく総合的課題対処能力の向上を目指して～」（いずれもJICA図書館ウェブサイト（http://libopac.jica.go.jp/）からダウンロード可能）を参照すること。

（１６）広報活動

業務実施にあたり、本協力の意義、活動内容とその成果をフィリピン及び我が国両国の国民に正しく理解してもらうため、効果的な広報に努める必要がある。受注者は、JICA技術協力プロジェクト・ホームページのコンテンツ作成を行う等、活動及び成果の積極的な発信を行うこと。

受注者は、本プロジェクトの活動が我が国の報道機関等で取り上げられる場合、JICAに速やかに情報共有を行う。関連する学会やシンポジウム等の機会で本プロジ

ェクトの成果を積極的に発表する。発表内容については事前にJICAと十分協議すること。

（１７）安全対策

安全対策に関するJICA事務所からの指示に従うとともに、フィリピンにおけるJICA全対策措置、また「ミンダナオ地域における安全管理及び渡航に係る手続き」に基づき事前の手続き及び安全対策措置を講じること。また、受注者である専門家チームとしても、日常的に治安情報の収集に努める必要がある。なお、緊急時の連絡体制については、特に万全を期すること。

（１８）JICA課題別事業戦略の中での位置づけと必要なデータの取得

本プロジェクトは、JICA の環境管理分野における課題別事業戦略（JICA グローバルアジェンダ：JGA）である「JICA クリーン・シティ・イニシアティブ：JCCI」のクラスター事業戦略「環境規制及び汚染対策の適正化を通じた健全な環境質の実現」に貢献するものである。

現在策定作業中の JCCI クラスター戦略では、クラスター全体で達成を目指すアウトカムの状態とモニタリング指標を設定する予定であり、汚水管理や水質汚濁に関係したデータを入手し、指標を確認して進捗をモニタリングする方針を掲げることを検討中である。受注者は、本プロジェクトの成果や目標達成状況をモニタリング・評価するための調査を実施する際には、発注者と協議の上、適切な指標を設定し、データ取得を行う。

第７条 業務の内容

業務の内容は以下を想定しているが、受注者はより効果的かつ効率的な作業工程及び方法がある場合は、理由を明記したうえでプロポーザルにおいて提案すること。

〈第１期契約期間：2024年2月～2025年9月＞

（１）事前準備及びインセプションレポートの説明・協議

１）関連資料・情報の収集・分析等

詳細計画策定調査で収集した資料を含む既存の関連資料・情報、データ等の整理・分析をするとともに、詳細な調査内容及びスケジュールを検討する。また、現地で更に収集する必要がある資料・情報・データをリストアップする。

また、必要に応じて調査項目、実施体制の見直しを検討し、R/Dの変更が必要

であることが予想される場合は、速やかにダバオ市、DCWD及びJICAに連絡・相談すること。

２）インセプションレポート（案）の作成

（１）１）の結果に基づき、調査の基本方針、実施体制、作業計画（方法、工程、精度、調査の進め方及び手法を含む）を検討し、それらをインセプションレポート（案）として取りまとめ、JICAと協議し、了解を得る。

３）インセプションレポート（案）の説明・協議及びレポートの提出

インセプションレポート（案）を実施機関及び関係機関に説明・協議し、了解を得る。インセプションレポートを最終化し、ダバオ市及びJICAに提出し、DCWDへの進捗報告も行うこととする。

４）先方負担事項の確認

協議議事録（Minutes of Meeting。以下「M/M」という）で合意しているダバオ市の負担事項について再確認する。本プロジェクトの実施に係る地形図や法令・基準などのデータ取得の際の便宜供与については再確認を行い、円滑に情報収集が行えるようにする。

（２）基礎情報の収集・整理及び調査・分析

１）基礎情報の収集・整理及び調査・分析

以下の項目を含む基礎情報を収集・整理し、汚水管理の現状を整理する。なお、本項目は現地再委託を可能とする。また、以下の項目以外に整理すべき基礎情報があれば、必要に応じてプロポーザルにて提案すること。

・ダバオにおける自然条件及び社会経済条件

・ダバオにおける関連計画

雨水排水M/P、廃棄物処分計画、土地利用計画及び環境保全等に係る計画等

・ダバオにおける地下水、河川、湖沼及び海域の水質及び汚濁負荷源等

・包括的な汚水管理に係る関連法制度・規則及び計画・戦略等

M/P対象地域の汚水管理に係る条例の制定状況等を含む。

・包括的な汚水管理に係る組織及び組織体制

ダバオ市、DCWD等。

・包括的な汚水管理に係る既存施設

排水路、汚泥処理施設、最終処分場等。

・包括的な汚水管理に係る公共事業やPPP 事業等の実績と今後の展望

・処理水の再利用及び下水汚泥・腐敗槽汚泥の処理・有効利用に関する調査

下水エネルギーの利活用、下水汚泥及び腐敗槽汚泥の有効利用並びに処理

水の再利用を含む。

・包括的な汚水管理並びに環境保全に係る市民意識向上に向けた取組み

・包括的な汚水管理並びに環境保全に係る市民意識及び支払い意思

・上下水道セクターや汚水管理に係る資金調達手法

NSSMP等のフィリピン国補助金制度の活用や、セクターローン・開発金融借款等の円借款、海外投融資、PPP、国際機関からの借入等。

・実施機関の経済財務分析及び将来計画・方向性

・包括的な汚水管理に係る課題の整理

・汚水管理に係る他の開発機関による支援状況

・M/Pの承認に係る手続き及び期間

２）現地調査の実施

M/P対象地域において以下の現地調査を実施し、現状を整理する。なお、本項目は現地再委託を可能とする。また、各現地調査の具体的な内容（調査項目、調査方法、数量等）はプロポーザルにて提案すること。また、以下の項目以外に実施すべき現地調査があれば、必要に応じてプロポーザルにて提案すること。

・水質調査

ダバオ市内の主要河川、及び沿岸域等におけるDO、pH、SS、BOD、全窒素、全リン、大腸菌群数といった測定項目の水質調査を行う。現況把握により、下水道整備効果検討のガイドラインとする。

・河川・排水路流量調査

ダバオ市内の主要河川や排水路において流量と流速を測定する。M/P により提案する下水道整備による公共用水域の水質改善効果を定量化するための基礎データとする。

・測量調査

下水処理場候補地・幹線下水道管路想定路線（踏査レベル）、優先整備地区の平板測量、水準測量、地下水位及び外水位状況、道路占有物等を調査し下水処理場の配置や管路の縦断図検討の基礎データとする。

・土質調査

下水処理場候補地や幹線管路想定路線（中継ポンプ施設含む）においてボーリング調査（標準貫入試験等含む）、土質性状試験（一般項目・必要項目）等の試験と行う。構造物の基礎方式、建設方法の選定等の検討の基礎データとする。

・家屋調査・住民意識調査

セプティックタンク実態調査等を行う。あわせて雑排水の排出状況も把握す

る。各戸あたりの原単位決定の基礎データとするとともに、各戸接続のための接続管計画のための基礎データとする。また、支払い意識調査を実施し、上下水道料金に関する検討、財務分析等に活用する。

・環境社会配慮調査

環境社会配慮項目に係る資料・情報の収集・整理・分析、およびステークホルダー・住民協議開催支援を実施する。

３）汚水管理に係る課題の整理

（２）１）～２）の調査結果に基づき、M/P対象地域における汚水管理の問題点及び課題を整理する。

４）環境社会配慮に係る法制度の把握

フィリピンにおける環境影響評価に係る手法・手続き、住民の移転や土地収用に関わる法制度を把握する。

（３）プログレスレポートの作成・説明・協議

（２）の結果についてプログレスレポートとしてとりまとめ、ダバオ市及びDCWDに説明・協議し、了解を得る。

（４）M/Pの策定

１）M/Pの策定

M/Pの対象地域はダバオ市全域、計画目標年次は2045年を長期目標、2035年を中期目標とする。M/Pは以下の項目を含むものとする。なお、各検討項目の作業手順及び基本方針をプロポーザルにて提案すること。また、以下の項目以外に検討すべき項目があれば、必要に応じてプロポーザルにて提案すること。

・基本方針、目標の設定、対象区域、及び計画緒元の設定（人口、汚水発生量の将来予測）
・包括的汚水管理に係る汚水収集及び処理方法の設定
・包括的な汚水管理に係る施設整備による公共用水域の改善効果に関する予測評価とモニタリング計画策定
・M/P（長期計画、中期計画）と年次計画（３年）の策定
・概算事業費の算定
・下水道接続基準・手続き及び促進施策に係る検討
・工場・事業場排水の受け入れに係る検討（前処理方法、排水基準・手続き）
・包括的汚水管理に係る施設の段階的整備に係る検討
・包括的汚水管理能力の向上と管理体制に係る検討

・下水道料金及び腐敗槽汚泥処理の料金制度の検討
・組織改善計画、人材育成計画、運転維持管理計画、資産管理計画の提案
・財務計画の提案
・計画実施のための国内法規、条例、手続き、実施体制に係る検討
・M/P 及び年次計画のレビュー・更新に係る手続きの検討
・環境社会配慮調査
戦略的環境アセスメントの考え方に基づいた環境社会影響も含めた代替案の比較検討。具体的な内容は、第６条（１３）を参照すること。なお、環境社会配慮調査は、現地再委託を可能とする。
・優先事業の環境社会影響項目のスコーピング
・住民の理解促進に係る検討
・上記活動を通じたM/Pにおける優先事業の特定選定
・年次計画（３カ年行動計画）の策定
年次計画はM/Pに基づく事業の開始から３年間で実施すべき事業の内容（実施機関、期間、概算事業費等）を整理したものである。本年次計画は、施設整備に係るハード面及び組織体制等の整備に係るソフト面の事業を含む。

２）優先事業の選定
（４）１）の年次計画に記載した汚水処理施設整備に係る事業のうち、F/S対象地域における事業について優先順位付けを行い、優先事業を選定する。優先事業を選定するための評価項目及び選定基準は、ダバオ市及びDCWDと十分に協議のうえ決定する。

（５）インテリムレポートの作成・説明・協議
（４）M/P、年次計画、優先事業の選定基準及び選定結果等についてインテリムレポートとしてとりまとめ、ダバオ市及びDCWDに説明・協議し、基本的了解を得る。

〈第２期契約期間：2025年10月～2027年1月＞
（６）優先事業のF/Sの実施
選定された優先事業のF/Sを実施する。F/Sは以下の項目を含むものとする。また、（７）で整理する優先事業の資金調達に係る申請資料の作成に必要な事項を参考にし、不足のない実施を行う。
なお、各検討項目の作業手順及び基本方針をプロポーザルにて提案すること。また、以下の項目以外に検討すべき項目があれば、必要に応じてプロポーザルにて提案す

ること。

・追加情報収集

・自然条件調査（測量、土質、流量、水位、水質）

・概略設計の策定

・施工・調達計画の策定

・運転・維持管理計画の策定（財務面含む）

・事業費積算

・経済・財務分析

・事業年次計画の策定

・環境社会配慮調査

(ア)　JICA 環境社会ガイドラインに基づき、提案された F/S に対して初期環境調査（Initial Environmental Examination）として、環境社会配慮面も含めた代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2023 年 5 月）」に基づくこととする。また、相手国等（関係官庁・機関）と協議の上、調査結果を整理する形で、「JICA 環境社会ガイドライン」＜参考資料＞の環境チェックリスト案を作成する。

(イ)　環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。

ア） 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認

(a)　環境社会配慮（環境アセスメント、情報公開等）に関連する法令や基準等

(b)　「JICA 環境社会ガイドライン」との乖離及びその解消方法

(c)　関係機関の役割

イ） スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること）の実施

ウ） ベースラインとなる環境社会の状況の確認（汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済社会状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。）

エ） 影響の予測

オ） 影響の評価及び代替案の比較検討

カ） 緩和策（回避・最小化・軽減・緩和・代償）の検討

キ） 環境管理計画（案）・モニタリング計画（実施体制、方法、費用、モニタリングフォームなど）（案）の作成

ク） 予算、財源、実施体制の明確化

ケ） ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。「JICA 環境社会ガイドライン」別紙 5 を参照のこと。）

コ） 事業から直接排出される温室効果ガス排出量が年間 25,000CO_2 換算

トン以上の場合供用段階における排出量推計

(ウ)　相手国法制度上、環境アセスメント報告書の作成が求められる場合は、上記の調査結果に基づき環境アセスメント報告書（案）を作成する。

なお、環境社会配慮調査は、現地再委託を可能とする。

・測量調査

幹線下水道管路想定路線（路線測量）、優先整備地区の平板測量（必要に応じて）、地下水位及び外水位状況、道路占有物等を調査し下水処理場の配置や管路の縦断図・アライメント検討の詳細なデータを獲得する。

なお、測量調査は、現地再委託を可能とする。

・関係機関協議

関係機関との協議内容を検討し、ダバオ市及びDCWDと共同で関係機関との協議を行う。

（７）優先事業の資金調達手法の検討

選定された優先事業に対して資金調達手法を検討する。資金調達手法の検討は以下の項目を含むものとする。なお、各検討項目の作業手順及び基本方針をプロポーザルにて提案すること。また、以下の項目以外に検討すべき項目があれば、必要に応じてプロポーザルにて提案すること。

・NSSMP等のフィリピン国補助金制度の活用や、セクターローン・開発金融借款等の円借款、海外投融資、PPP、国際機関からの借入等

NSSMP補助金制度の活用及び補助金事業の自己資金分の資金調達手法等を検討する。

・資金調達に係る関係機関の役割分担・手続きの検討

NSSMP補助金制度の活用及び補助金事業の自己資金分の資金調達手法、並びに関係機関の役割分担を提案する。

・優先事業の資金調達に係る手法整理

・NSSMP等の申請支援

「NSSMP Program Operations Manual」に基づき、NSSMP補助金制度の申請資料「NSSMP Application Form」の作成に必要となる事項（求められる調査及び検討の内容及び質）を整理する。なお、詳細については必要に応じてDPWHに確認を行うこと。補助金事業の自己資金分の資金調達に係る申請資料に関しても、必要となる事項を整理し、必要に応じて関係機関に確認を行う。

（８）優先事業の資金調達に係る申請資料の作成支援

（６）優先事業のF/Sの実施結果及び（７）優先事業の資金調達手法の検討に基づき、ダバオ市及びDCWDに対して、優先事業の資金調達に係る申請資料（案）を作成する。優先事業の資金調達に係る申請資料（案）は、NSSMP補助金制度の申請資料「NSSMP Application Form」及び補助金事業の自己資金分の資金調達に係る申請資料を候補とする。

（９）フォローアップ計画の策定

本プロジェクト終了後から３年間を上限として、フォローアップ計画を作成する。フォローアップ計画には以下の項目を含むものとする。

なお、各検討項目の作業手順及び基本方針をプロポーザルにて提案すること。また、以下の項目以外に検討すべき項目があれば、必要に応じてプロポーザルにて提案すること。

・M/Pの承認に必要な手続き、並びにダバオ市、DCWD、及び関係機関の役割分担、各手続きに係る計画

NEDA等の助言のもと、ダバオ市、DCWD及び関係機関が実施すべき事項及び期限等を整理する。

・優先事業の資金調達に必要な手続き、並びにダバオ市、DCWD、及び関係機関の役割分担、各手続きに係る計画

（７）の検討結果に基づき、DPWHの助言のもと、ダバオ市、DCWD、及び関係機関が実施すべき事項及び期限を整理する。優先事業の資金調達に必要な手続きには、NSSMP補助金制度の申請、事業の自己資金分の資金調達に係る手続き等を含む。

・M/Pに基づく事業の開始までに整備すべき組織体制、財務体制の整備計画

・フォローアップ計画のモニタリング、見直し及び更新に係る手続き、並びに実施体制

（１０）ドラフト・ファイナルレポートの作成・説明・協議

すべての調査成果をドラフト・ファイナルレポートとしてとりまとめ、ダバオ市、DCWD、及びJICAに説明・協議し、了解を得る。

（１１）ファイナルレポートの作成

ドラフト・ファイナルレポートに対するダバオ市、DCWD、及びJICAのコメントを受けて、ファイナルレポートを作成し、ダバオ市、DCWD、及びJICAに提出する。

＜汚水管理に係る計画策定能力の強化＞

（１２）本邦研修[6]

本プロジェクトに係る研修として、ダバオ市とDCWDを主な対象として、10名２週間程度の本邦研修を１回予定している。研修の主な内容は下水道行政・事業運営並びに集中型・分散型及び汚泥管理施設整備の推進、及びマネジメント層に対する意識づけ等を行う研修を想定している。具体的な研修内容をプロポーザルにて提案すること。研修内容はダバオ市及びDCWDと協議しつつ検討し、JICAの了解を得た上で最終化する。

（１３）広報資料の作成

広報資料として広報用動画等を作成する。資料の内容については、ダバオ市及びDCWDと十分に協議すること。同広報資料を用いて現地メディアやJICAホームページを活用した広報活動についても積極的に行う。

広報用動画は、本プロジェクトの成果の概要及びアピールポイントをわかりやすく示すこと。内容・構成は、ダバオ市の観光資源である海域の水環境改善及び都市衛生環境の改善への貢献を中心として、M/Pの特徴を効果的に強調し、行政関係者、住民など多様な関係者にとってM/Pの有効性が理解しやすい資料とする。

M/Pに基づく事業実施による改善効果については、数値だけでなく、住民の生活や観光資源の価値がどのように改善するのかといった視点から示すようにする。
なお、広報資料の作成については、現地再委託を可能とする。

（１４）その他包括的汚水管理に係る能力強化

上記に加え、能力強化のために以下の事項を実施する。

・職員のOJTの実施
・定期的な情報共有の実施（中央政府などの関係機関を含む）
・ワークショップの実施（中央政府などの関係機関を含む）
・住民の理解促進に係る取り組み

第８条 報告書等

（１）調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、下記の５）とする。

[6] 本邦研修の概要（テーマ、期間、回数、対象人数及び対象機関、内容など）や作業手順及び基本方針についてプロポーザルで提案してください。

各報告書のダバオ市、DCWD及び関係機関への説明・協議に際しては、事前にJICAに説明の上、その内容について了承を得るものとする。また、各報告書の内容についてJICAから修正の指示があった場合は、ダバオ市及びDCWD側関係機関への説明・協議前に対応すること。

＜第１期契約期間＞

１）インセプションレポート

主な記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出時期：調査開始後１ヶ月以内

部　　数：英文（電子データ）、和文（電子データ）、CD-R １部

２）プログレスレポート

主な記載事項：基礎情報収集・整理及び課題の整理結果

提出時期：調査開始６ヶ月後を目処

部　　数：英文（電子データ）、和文（電子データ）、CD-R １部

３）インテリムレポート

主な記載事項：M/P、年次計画、優先事業の選定基準及び選定結果、資金調達手法の提案

提出時期：調査開始18ヶ月後を目処

部　　数：英文（電子データ）、和文（電子データ）、CD-R １部

＜第２期契約期間＞

４）ドラフト・ファイナルレポート

主な記載事項：優先事業のF/S結果報告書、資金調達に係る申請資料案、フォローアップ計画、手引き、広報用動画等を含むすべての調査結果全体

提出時期：調査開始35ヶ月後を目処

部　　数：英文（電子データ）、和文（電子データ）

５）ファイナルレポート

主な記載事項：ドラフト・ファイナルレポートに同じ

提出時期：ドラフト・ファイナルレポートに対するフィリピン側コメント提出から１ヶ月以内

部　　数：英文５部（製本）、和文３部（製本）、CD-R ３部

（２）報告書等作成の仕様

報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約に

おける報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2020年1月）」を参照する。ファイナルレポートは製本とし、ファイナルレポート以外は簡易製本（ホッチキス止めでも可）とする。

（https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000kzwjj-att/ind_guide.pdf）

（３）報告書等作成に係る留意事項

①報告書等はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、報告書等全体を通じて固有名詞、用語、単位、記号当の統一性と整合性を確保すること。加えて、専門性の高い用語を用いる場合には、適宜補注等で説明を行うこと。

②必要に応じ、図表を活用すること。また、英文の報告書等についてはネイティブチェックを行い、読みやすいものとすること。報告書等で使用するデータ及び情報については、その出典を明記すること。

③報告書２）～５）の巻頭には要約を含めること。要約は、単位報告書本文を要約するのではなく、一読して本プロジェクトの成果が分かるように記載すること。

④報告書１）～５）には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適応年月日及び略語表を目次の次の頁に記載すること。

⑤報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠（資料編の項目）との照合が用意に行えるよう工夫すること。

（４）その他の提出物

１）業務計画書

記載事項：共通仕様書第6条の規定に基づく

提出時期：契約締結から起算して10営業日以内

部　　数：データ１式（和文）

２）コンサルタント業務従事月報

記載事項：共通仕様書第7条の規定に基づき、調査業務日誌を添付した月例の業務報告

提出時期：翌月10日まで

部　　数：データ１式（和文）

３）議事録等

ダバオ市及びDCWDとの主たる調整会議、各報告書説明・協議にかかる議事録を作成し、JICAに速やかに提出する。また、JICA及び本プロジェクトチームが主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等をとりまとめ、10日程度のうち

にJICAに提出すること。JICA事務所と開催したミーティングについても同様とする。
４）収集資料
本プロジェクトを通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、可能な限り電子データにて収録し、収集資料リスト添付のうえ、JICAに提出する。
５）調査用資機材等取得明細表
調査用資機材等取得明細表を、資機材取得金額確定時（取得のあった年度の業務完了時）にJICAに提出する。
６）業務実施報告書
ファイナルレポート（調査結果を中心として記述）には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書。
記載事項：
①最終報告書の概要
②活動内容（調査）
調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述
③活動内容（技術移転）
現地におけるセミナー・研修、本邦研修等、業務実施中に実施した技術移転の活動について記述
④業務実施運営上の課題・工夫・教訓（技術移転の工夫、調査体制等）
⑤今後の案件実施スケジュール（資金調達の見込み等）
⑥提案した計画の具体化に向けての提案
添付資料：
①業務フローチャート
②業務人月表
③研修員受入れ実績
④調査用資機材実績（引渡リスト含む）
⑤JCC議事録等
⑥その他調査活動実績
提出時期：業務終了時
部　　数：和文２部（簡易製本）、CD-R ２部

第９条　「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙１

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
（プロポーザルの重要な評価部分）

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第３章１．（２）「２）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案での該当条項
1	実現可能な M/P の策定及び汚水管理事業の実効性を担保するための作業手順及び基本方針	第６条 ＜留意事項＞（１）（４）（５）等
2	資金調達方法の検討に係る作業手順及び基本方針	第６条 ＜留意事項＞（２）等
3	実施組織の体制構築や関係機関間の連携に向けた工夫	第６条 ＜留意事項＞（３）（９）等
4	優先事業の F/S の実施に係る作業手順及び基本方針	第６条 ＜留意事項＞（８）等
5	本邦研修の概要（テーマ、期間、回数、対象人数及び対象機関、内容など）	第７条 ＜汚水管理に係る計画策定能力の強化＞（１２）等

第３章　プロポーザル作成に係る留意事項

１．プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、**「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」**の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html)

（１）コンサルタント等の法人としての経験、能力

１）類似業務の経験

類似業務：汚水管理に係る業務

２）業務実施上のバックアップ体制等

３）その他参考となる情報

（２）業務の実施方針等

１）業務実施の基本方針

２）業務実施の方法

＊　１）及び２）を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

３）作業計画

４）要員計画

５）業務従事予定者ごとの分担業務内容

６）現地業務に必要な資機材

７）実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

８）その他

（３）業務従事予定者の経験、能力

１）評価対象業務従事者の経歴

別紙２「プロポーザル評価配点表」の「３．業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

２）業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地

域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（２号）】

① 対象国及び類似地域：フィリピン国及び東南アジア地域

② 語学能力：英語

※なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

２．業務実施上の条件

（１）業務工程

2024年2月に業務を開始し、2027年1月に終了を予定している。以下のとおり、２つの期間に分けた業務実施を想定している。なお、期毎に業務計画を提案し、契約交渉を経て契約締結を行う。

第１期：2024年2月　～　2025年9月

第２期：2025年10月　～　2027年1月

（２）業務量及び渡航回数の目途

１）業務量の目途

約 50.51 人月

「本邦研修（または本邦招へい）に関する業務人月0.5を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月は、国内移動手配に関連しJICAが契約する旅行会社への国内移動旅行の手配依頼書の送付、旅行手配内容の調整・検収、国内機関への報告を含む。」

２） 渡航回数の目途　全60回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（３）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。なお詳細な内容については「第２章」を参照のこと。

- 基礎情報収集調査
- 水質調査
- 河川・排水路流量調査
- 測量調査
- 土質調査
- 家屋調査・住民意識調査
- 環境社会配慮調査

- 広報用動画作成

（４）配付資料／公開資料等

１）配付資料

- 詳細計画策定調査時の協議議事録（M/M）
- 討議議事録（R/D）
- 詳細計画策定調査報告書

２）公開資料

- 「ダバオ下水道整備に係る情報収集・確認調査ファイナル・レポート」（2020 年 3 月）
（https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000044148.html）
- 「フィリピン国 ダバオ市インフラ開発計画策定・管理能力向上プロジェクト最終報告書 要約」
（https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000036286.html）
- 「Davao city infrastructure development plan and capacity building project final report ; Vol.1.Pt.I; Present situation and annex」
（https://openjicareport.jica.go.jp/710/710/710_118_12308714.html）
- 「Davao city infrastructure development plan and capacity building project final report ; Vol.2. Pt.II; Development plan, Pt.III; Capacity development」
（https://openjicareport.jica.go.jp/710/710/710_118_12308722.html）
- 「セブ都市圏上水道及び衛生改善計画調査ファイナルレポート」（2010 年 8 月）
（https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000253869.html）
- 「メトロセブ持続的な環境都市構築のための情報収集・確認調査ファイナルレポート」（2013 年 3 月）
（https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000009186.html）
- 「セブ市浄化槽汚泥の脱水装置の普及・実証事業業務完了報告書」（2016 年 1 月）
（https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000026559.html）
- 「マニラ西首都圏下水にかかる情報収集・確認調査ファイナルレポート（2016 年 9 月）
（https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000030408.html）
- 「フィリピン共和国 PPP ハンドブック」（2017 年 12 月）
（https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000035540.pdf）

➢ 「メトロセブ水道区汚泥管理計画準備調査報告書」（2019 年 6 月）
（https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000040810.html）

（５）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	有
6	Wi-Fi	有

（６）安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安情報については、JICA フィリピン事務所や日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と綿密に連絡をとるよう留意する。

３．プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

４．見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、**「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2023 年 10 月版）」（以下同じ）**を参照してください。

（ URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html ）

（１）契約期間の分割について

第１章「３．競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（２）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。

②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

213,678,000円（税抜）

なお、定額計上分　48,858,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（３）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（３）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算か明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

１） 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

２） 上限額を超える別提案に関する経費

３） 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（４）定額計上について

１） 上述（２）のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	基礎情報収集調査/業務調整に係る現地再委託費	第７条 業務の内容（２）基礎情報の収集・整理及び調査・分析	3,000,000円	再委託関係費一式	再委託費現地再委託費
2	水質調査に係る現地再委託費	第７条 業務の内容（２）基礎情報の収集・整理及び調査・分析	4,000,000円	再委託関係費一式	再委託費現地再委託費
3	河川・排水路流量調査に係る現地再委託費	第７条 業務の内容（２）基礎情報の収集・整理及び調査・分析	4,000,000円	再委託関係費一式	再委託費現地再委託費
4	測量に係る現地再委託費	第７条 業務の内容（２）基礎情報の収集・整理及び調査・分析 （６）優先事業のF/Sの実施	13,000,000円	再委託関係費一式	再委託費現地再委託費

5	土質調査に係る現地再委託費	第７条 業務の内容（２）基礎情報の収集・整理及び調査・分析	6,000,000円	再委託関係費一式	再委託費現地再委託費
6	家屋調査・住民意識調査に係る現地再委託費	第７条 業務の内容（２）基礎情報の収集・整理及び調査・分析	2,000,000円	再委託関係費一式	再委託費現地再委託費
7	環境社会配慮調査に係る現地再委託費	第７条 業務の内容（２）基礎情報の収集・整理及び調査・分析 （６）優先事業のF/Sの実施	7,000,000円	再委託関係費一式	再委託費現地再委託費
8	広報用動画作成に係る現地再委託費	第７条 業務の内容（１３）広報資料の作成	1,000,000円	再委託関係費一式	再委託費現地再委託費
9	本邦研修（本邦招へい）にかかる経費	直接経費と受入期間の業務人月（下水道計画、3号を想定）0.5人月の報酬	4,098,000円	技術研修費（一式）	国内業務費 報酬
10	ワークショップ・JCC・OJT等に掛る経費	第７条 業務の内容（１４）その他包括的汚水管理に係る能力強化	4,760,000円	ワークショップ・JCC・OJT等の実施に掛る経費一式	一般業務費 セミナー等実施関連費

（５）見積価格について、

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

（６）旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、

提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。
　東京⇒マニラ（フィリピン航空）

（７）業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（８）外貨交換レートについて
　１）JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
　　（URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

別紙２：プロポーザル評価配点表

別紙２

プロポーザル評価配点表

評　価　項　目	配　点	
１．コンサルタント等の法人としての経験・能力	**(10)**	
（１）類似業務の経験	(6)	
（２）業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア）各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ）ワークライフバランス認定	1	
２．業務の実施方針等	**(65)**	
（１）業務実施の基本方針、業務実施の方法	35	
（２）要員計画、作業計画等	30	
３．業務従事予定者の経験・能力	**(25)**	
１）業務主任者の経験･能力／業務管理グループの評価	**業務主任者のみ**	**業務管理グループ**
①業務主任者の経験・能力：業務主任者／○○	**(25)**	**(10)**
ア）類似業務の経験	12	5
イ）業務主任者等としての経験	5	2
ウ）語学力	5	2
エ）その他学位、資格等	3	1
②副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／○○	**(ー)**	**(10)**
ア）類似業務の経験	ー	5
イ）業務主任者等としての経験	ー	2
ウ）語学力	ー	2
エ）その他学位、資格等	ー	1
③業務管理体制	**(—)**	**(5)**